

3. 引取り・収容

平成23年度の調査では、猫の引取り数は、14万3195頭。うち、飼い主からの引取りは、3万4846頭、(子猫はその61%)。所有者不明の猫の引取りは、10万8349頭(うち子猫は77%)でした。

圧倒的に子猫の割合が多いという事実からも、繁殖制限措置の徹底が必要です。引取りの際は引き取りに至った状況を詳しく聞き取り、これ以上収容される猫が増えないように「蛇口を閉める」ための指導や助言をしましょう。

飼い主からの子猫の引取りの場合

母猫の不妊手術を必ず行うことを指導することが最も大事なことで、実際に自治体のアンケート(平成25年1月実施)では、回答を寄せたすべての自治体の引き取り窓口で「母猫の不妊手術をするように助言している」と答えています。ただし残念ながら、この助言をうけて実際に手術をしているかどうかは確認できていないところが多いようです。

また、「室内飼育を指導」「母猫だけではなくオス猫についても手術を助言」「室内で性別ごとの棲み分けを助言」「助成金の紹介」「新たな飼い主探しの方法を助言」なども行われていますが、助言にとどまらず確実な手術の実施・室内飼育の徹底を伝えることが課題となっています。



事例 千葉県

飼い主からの引取りは「事前相談制」

千葉県では、センターでも保健所でも飼い主からの猫の引きとりについては、必ず事前相談制度としています。まず相談に来所してもらい(あるいは電話で)新たな飼い主探しの方法や適正飼養についてアドバイスし、それを実行する時間を確保するため依頼日から2週間後に引取りを実施しています。特に生まれてしまった子猫の引取りを依頼してくる場合は、母猫の不妊去勢手術の実施も含めて助言します。2年前からこの制度を実施して、引取り数は目に見えて減ってきているそうです。また、最終的に子猫の引取りをする場合でも、2週間飼育を継続してもらうことで子猫が母猫のもとである程度育ち譲渡の可能性も出てくるということです。

所有者不明の猫の引取りの場合



いつ・どこに・どのような状態で猫がいたのか正確に聞き取りましょう。どの地域からの持ち込みが多いかを特定して、動物愛護推進員や民間団体の協力を得て不妊去勢手術を実施できないかなど対策を練りましょう。

ダンボールなどに入れて捨てられている猫を、所有者が判明しない猫として市民が保護して持ち込んだ場合、その猫は遺棄された可能性があります。警察へ通報するなど動物愛護管理法44条に照らし合わせた対応も行っていきましょう。

遺棄に関して警察と連携している事例は58ページに取り上げています。

マイクロチップの装着率を上げよう！

所有者不明で引取られた猫が飼い主のもとに返還される割合は非常に低くなっています。平成23年度、所有者不明で引き取られた猫2万4764頭のうち、返還されたのはわずか259頭でした。

飼い猫であっても自由に外に出して飼っている場合には、飼い主も「そのうち帰ってくるだろう」とすぐに探さなかったり、行政の施設に収容されているとは思わなかったりすることも多いようです。

猫についても、所有者明示、特にマイクロチップの装着を啓発していきましょう。返還率を高める目的以外にも、「遺棄を防ぐ」「災害に備える」ためにもマイクロチップは有効です。

事例 長野県

譲渡する猫にマイクロチップを装着

長野県動物愛護センター（ハローアニマル）では、譲渡候補の猫（犬も同様）には不妊去勢手術を行う際にマイクロチップを必ず装着します。その費用も含めて、猫の場合は12,000円を「感染症予防及び不妊手術に係る医薬材料費」として譲渡の際の料金としています。



名古屋市

飼い猫のマイクロチップ装着に助成金

名古屋市では、譲渡を受ける際に必ずマイクロチップの装着を義務付けていますが、加えて返還される犬猫についても、飼い主の希望によってマイクロチップを返還時に、動物愛護センターで装着しています。（いずれも有料）さらに平成24年6月から、犬猫のマイクロチップ装着費用の一部を補助する事業を開始し、その制度について市の広報誌・ウェブサイトなどで広報しています。

大阪府堺市

動物愛護週間のイベントで「マイクロチップ装着」コーナーを設置

堺市では、動物愛護週間のイベントの際に動物指導センターで使用しているマイクロチップ及びマイクロチップリーダーを展示しています。実際に装着済の動物（譲渡犬）にマイクロチップリーダーをあてて読み取りを体験できるコーナーを設け啓発を行いました。また市の獣医師会の獣医師が市民が連れてきた飼い犬にその場でマイクロチップを装着する（有料）コーナーも設けました。